

**鳥取県告示第389号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、土地改良区の合併を平成21年6月1日認可したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 合併により設立する土地改良区  
大山町名和土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区  
光徳土地改良区  
名和土地改良区  
庄内土地改良区